

長野県プラス補助金(中小企業経営構造転換促進事業補助金)を拡充します

「長野県プラス補助金」について、事業再構築補助金の予算を増額するとともに、新たにIT導入補助金(低感染リスク型ビジネス枠)を上乗せ補助の対象とします。

1 長野県プラス補助金の拡充内容

①事業再構築補助金

県内企業の申請数増加に伴い、予算額を増額しました。

補助率 最大8/10 (国 2/3 以内、県 4/30 以内)

補助上限額 中小企業(通常枠) 6,500万円 (国 6,000万円、県 500万円)

②IT導入補助金

コロナ禍におけるテレワーク導入等を支援するため、補助対象に追加しました。

補助率 8/10 (国 2/3 以内、県 4/30 以内)

補助上限額 IT導入補助金 540万円 (国 450万円、県 90万円)

(ただし、テレワーク対応類型は、上限 180万円：国 150万円、県 30万円)

※ 事業再構築補助金、IT導入補助金ともに、第1回公募の採択者から上乗せ補助の対象となります。

2 申請期間

令和3年3月3日(水)から令和4年2月15日(火)まで(消印有効)

※予算額の上限に達し次第、受付終了となります。

3 申請方法

申請書類は、以下のホームページ又は地域振興局 商工観光課で配布します。

(URL) <https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/corona/kouzou-tenkan.html>

※詳細は、中小企業経営構造転換促進事業補助金(長野県プラス補助金)申請受付要項をご確認ください。

4 事業者の皆様へ

国補助金(事業再構築補助金、IT導入補助金等)の事業計画を策定し、応募を検討されている皆様は、事前相談をご活用ください。

(お問合せ先) 産業・雇用 総合サポートセンター(地域振興局 商工観光課) [別紙参照]

「長野県プラス補助金」受付担当(平日:午前9時から午後5時まで)

信州版「新たな日常のすゝめ」



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

産業労働部 経営・創業支援課 中小企業支援係
(課長)若月 真也 (担当)太田 伸幸、越 雅彦
電話 026-235-7195(直通)
026-232-0111(代表) 内線2958
FAX 026-235-7496
E-mail keieishien@pref.nagano.lg.jp

(別紙)

産業・雇用 総合サポートセンター（地域振興局 商工観光課）一覧

地域	地域振興局	住所	電話番号 (電子メール)
小諸市、佐久市、 南佐久郡、北佐久郡	佐久地域振興局 商工観光課	〒385-8533 佐久市跡部 65-1	0267-63-3158 saku-support@pref.nagano.lg.jp
上田市、東御市、 小県郡	上田地域振興局 商工観光課	〒386-8555 上田市材木町 1-2-6	0268-25-7185 ueda-support@pref.nagano.lg.jp
岡谷市、諏訪市、 茅野市、諏訪郡	諏訪地域振興局 商工観光課	〒392-8601 諏訪市上川 1 丁目 1644-10	0266-53-6000 suwa-support@pref.nagano.lg.jp
伊那市、駒ヶ根市、 上伊那郡	上伊那地域振興局 商工観光課	〒396-8666 伊那市荒井 3497	0265-76-6829 kami-support@pref.nagano.lg.jp
飯田市、下伊那郡	南信州地域振興局 商工観光課	〒395-0034 飯田市追手町 2 丁目 678	0265-53-0432 minami-support@pref.nagano.lg.jp
木曽郡	木曽地域振興局 商工観光課	〒397-8550 木曽郡木曽町福島 2757-1	0264-25-2228 kiso-support@pref.nagano.lg.jp
松本市、塩尻市、 安曇野市、東筑摩郡	松本地域振興局 商工観光課	〒390-0852 松本市大字島立 1020	0263-40-1932 matsu-support@pref.nagano.lg.jp
大町市、北安曇郡	北アルプス地域振興局 商工観光課	〒398-8602 大町市大字大町 1058-2	0261-23-6523 kita-support@pref.nagano.lg.jp
長野市、須坂市、 千曲市、埴科郡、 上高井郡、上水内郡	長野地域振興局 商工観光課	〒380-0836 長野市大字南長野字南県町 686-1	026-234-9528 naga-support@pref.nagano.lg.jp
中野市、飯山市、 下高井郡、下水内郡	北信地域振興局 商工観光課	〒383-8515 中野市大字壁田 955	0269-23-0219 hoku-support@pref.nagano.lg.jp

**※本社所在地（個人事業者の場合は住民票に記載の住所）の市町村を管轄する産業・雇用
総合サポートセンター（地域振興局 商工観光課）へ相談・申請ください。
（郵送による提出の場合は、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法でお願いします）**

長野県では、【長野県プラス補助金】（中小企業経営構造転換促進事業補助金：R2補正・R3当初・補正）により、経済産業省の「中小企業等事業再構築促進事業」（中小企業：通常枠・卒業枠）に上乗せ補助を行っています。詳細は、長野県 産業・雇用 総合サポートセンター（各地域振興局 商工観光課）へお問合せください。



ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための 企業の思い切った事業再構築を支援

（令和2年度第3次補正予算 中小企業等事業再構築促進事業）

対象

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、以下の要件をすべて満たす中小企業等の挑戦を支援します！

- 2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している。
- 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む。
- 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加の達成。

中小企業

通常枠 補助額 100万円～6,000万円 補助率 2/3

卒業枠* 補助額 6,000万円超～1億円 補助率 2/3

*卒業枠：400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業者等から中堅・大企業等へ成長する事業者向けの特別枠。
※中小企業の範囲については、中小企業基本法と同様。



県が上乗せ補助（2/3 → 最大8/10）
通常枠 上限500万円
卒業枠 定額1,000万円

中堅企業

通常枠 補助額 100万円～8,000万円
補助率 1/2（4,000万円超は1/3）

グローバルV字回復枠** 補助額 8,000万円超～1億円 補助率 1/2

**グローバルV字回復枠：100社限定。大きな成長を目指す中堅企業向けの特別枠。

緊急事態宣言特別枠

上記1.～3.の要件を満たし、かつ緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～6月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること。

補助額	従業員数5人以下	：100万円～500万円	補助率	中小企業 3/4
	従業員数6～20人	：100万円～1,000万円		中堅企業 2/3
	従業員数21人以上	：100万円～1,500万円		

- 3月26日（金）から公募開始（5月20日から第2回公募を開始）
- 令和3年度に4回程度、公募を実施する予定
- 申請後、審査委員が審査の上、予算の範囲内で採択します。公募要領に記載されている審査項目や注意事項を確認の上、事業計画を策定してください。

※詳細は事業再構築指針や公募要領をご確認ください。

（事業再構築補助金事務局ホームページ：<https://jigyousaikouchiku.jp/>）



長野県産業労働部 経営・創業支援課

※本チラシは、長野県が加筆しております。

※県の上乗せ補助（中小企業経営構造転換促進事業）は、県産業・雇用 総合サポートセンターにお問合せください。

中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ

飲食業

喫茶店経営

➡ 飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売を実施。

飲食業

居酒屋経営

➡ オンライン専用の注文サービスを新たに開始し、宅配や持ち帰りの需要に対応。

飲食業

レストラン経営

➡ 店舗の一部を改修し、新たにドライブイン形式での食事のテイクアウト販売を実施。

飲食業

弁当販売

➡ 新規に高齢者向けの食宅配事業を開始。地域の高齢化へのニーズに対応。

小売業

衣服販売業

➡ 衣料品のネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業に業態を転換。

小売業

ガソリン販売

➡ 新規にフィットネスジムの運営を開始。地域の健康増進ニーズに対応。

サービス業

ヨガ教室

➡ 室内での密を回避するため、新たにオンライン形式でのヨガ教室の運営を開始。

サービス業

高齢者向けデイサービス

➡ 一部事業を他社に譲渡。病院向けの給食、事務等の受託サービスを新規に開始。

製造業

半導体製造装置部品製造

➡ 半導体製造装置の技術を応用した洋上風力設備の部品製造を新たに開始。

運輸業

タクシー事業

➡ 新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得し、食料等の宅配サービスを開始。

製造業

航空機部品製造

➡ ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。

製造業

伝統工芸品製造

➡ 百貨店などでの売上が激減。ECサイト（オンライン上）での販売を開始。

食品製造業

和菓子製造・販売

➡ 和菓子の製造過程で生成される成分を活用し、新たに化粧品の製造・販売を開始。

建設業

土木造成・造園

➡ 自社所有の土地を活用してオートキャンプ場を整備し、観光事業に新規参入。

情報処理業

画像処理サービス

➡ 映像編集向けの画像処理技術を活用し、新たに医療向けの診断サービスを開始。

補助対象経費の例

建物費（建物の建築・改修等）、機械装置・システム構築費、技術導入費（知的財産権導入に要する経費）、外注費（加工、設計等）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）、研修費（教育訓練費等）等

【注】補助対象企業の従業員の人件費、従業員の旅費、不動産、汎用品の購入費は補助対象外です。

長野県プラス補助金は、経済産業省の「中小企業等事業再構築促進事業」（中小企業：通常枠・卒業枠）の交付決定を受けた事業者が対象となります。

※詳細は、以下のページをご確認ください。【中小企業経営構造転換促進事業（長野県）】

➡ <https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/corona/kouzou-tenkan.html>

※「認定経営革新等支援機関」は、以下の中小企業庁HPをご覧ください。

➡ <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.htm>

事業再構築補助金の
詳細はこちら
（経済産業省HP）



長野県では、【長野県プラス補助金】（中小企業経営構造転換促進事業補助金：R2補正・R3当初・補正）により、経済産業省の「中小企業生産性革命推進事業」（低感染リスク型ビジネス枠）に上乘せ補助を行っています。
詳細は、長野県 産業・雇用 総合サポートセンター（各地域振興局 商工観光課）へお問合せください。



新型コロナウイルスの影響が長期化する中、感染拡大を抑えながら生産性の向上を図る企業を応援します
（中小企業生産性革命推進事業）

感染対策と経済活動の両立に資する設備導入や販路開拓への投資、テレワーク等に対応したITツールの導入等を支援します！

ものづくり・商業・サービス補助金

通常枠 補助上限 1,000万円 補助率 1/2（小規模 2/3）

低感染リスク型ビジネス枠* 補助上限 1,000万円 補助率 2/3

* 対人接触機会の減少に資する製品開発や設備投資、システム構築等。



小規模事業者持続化補助金

県が上乘せ補助 2/3 → 8/10

通常枠 補助上限 50万円 補助率 2/3

低感染リスク型ビジネス枠* 補助上限 100万円 補助率 3/4

* ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援。補助金総額の1/4以内（最大25万円）を感染防止対策費（消毒液購入費、換気設備導入費等）に充てることができる（※）。

※ 緊急事態宣言の再発令に伴い特別措置を講じます。

2021年1月以降に発令された緊急事態措置の影響を受け、その影響の原因となった緊急事態措置が実施された月のうち、いずれかの月の月間事業収入が2019年又は2020年の同月と比較して30%以上減少した場合

→感染防止対策費を補助金総額の1/2以内（最大50万円）に引き上げ。審査時における加点措置を講ずることにより優先採択。

県が上乘せ補助 3/4 → 9/10



IT導入補助金

県が上乘せ補助 2/3 → 8/10

通常枠 補助上限 450万円 補助率 1/2

低感染リスク型ビジネス枠* 補助上限 450万円（※） 補助率 2/3

※テレワーク対応類型は150万円

* 複数のプロセス（販売管理と労務など）を非対面化・連携し、一層の生産性向上を図るITツールの導入や、テレワーク環境の整備に寄与するクラウド型のITツールの導入。



令和2年度3次補正予算において措置

（今後事業内容が変更等される場合があります。）



長野県産業労働部 経営・創業支援課

※ 本チラシは、長野県が加筆しております。

※ 県の上乗せ補助（中小企業経営構造転換促進事業）は、県産業・雇用 総合サポートセンターにお問合せください。

中小企業生産性革命推進事業の活用イメージ

ものづくり 補助金

通常枠

- ・複数形状の餃子を製造可能な**餃子全自動製造機を開発**。
- ・「食べられるクッキー生地のコーヒーカップ」の**製造機械を新たに導入**。

<ものづくり補助金事務局サポートセンター>
受付時間：10:00～17:00（土日祝日を除く）
電話番号：050-8880-4053

低感染リスク型ビジネス枠

- ・AI・IoT等の技術を活用した**遠隔操作や自動制御等の機能を有する製品開発**（部品開発を含む）、**オンラインビジネスへの転換**。

持続化 補助金

通常枠

- ・宿泊・飲食事業等を行う旅館にて、**外国語版Webサイトや営業ツールを作成**。
- ・飲食業がそば粉の前処理の安定化、時間短縮化を図るため、そば粉の製粉に使用する**機械を一新**。

<全国商工会連合会>
受付時間：9:00～17:00（土日祝日除く）
電話番号：03-6670-2540
<日本商工会議所>
受付時間：9:30～17:30（土日祝日除く）
電話番号：03-6747-4602

低感染リスク型ビジネス枠

- ・飲食業が、大部屋を個室にするための**間仕切りの設置を行い、予約制とするためのシステムを導入**。
- ・旅館業が宿泊者のみに提供していた料理を**テイクアウト可能にするための商品開発を実施**。

※感染リスクの低下に結び付かない取組や単なる周知・広報のためのHP作成等は通常枠のみで対象

<小規模事業者持続化補助金
（低感染リスク型ビジネス枠）コールセンター>
受付時間：9:30～17:30（土日祝日除く）
電話番号：03-6731-9325

IT導入 補助金

通常枠

- ・経理業務を効率化するため、インボイス制度に対応した**会計ソフトを導入**。
- ・労働基準に関する制度に対応した労務管理を効率的に行うため、**勤怠管理ツールを導入**。

<サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター>
受付時間：9:30～17:30（土日祝日を除く）
電話番号：0570-666-424

低感染リスク型ビジネス枠

- ・顧客対応や決済業務における顧客と従業員の間の接触機会を低減し、より効率的に実施できるような**「遠隔注文ツール」、「キャッシュレス決済ツール」、「会計管理ツール」の同時導入**。

※ものづくり補助金と持続化補助金は、**jGrants（電子申請システム）での申請受付**となります。**GISIDプラットフォームの発行には2～3週間ほど時間がかかります**ので、補助金の申請をお考えの方は**事前のID取得**をお勧めします。<https://www.jgrants-portal.go.jp/>



中小企業生産性革命推進事業については、中小機構の生産性革命推進事業ポータルサイトをご覧ください。
<https://seisansei.smrj.go.jp/>



お問合せ

長野県 新型コロナウイルスお困りごと相談センター **026-235-7077**

※ 午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日除く）

経営・事業に関する相談窓口 ※ 相談受付時間は、窓口ごとに異なりますのでご注意ください。

長野県

窓口	住所	電話
産業立地・経営支援課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692の2	026-235-7200
労働雇用課		026-235-7201

産業・雇用 総合サポートセンター

佐久地域振興局 商工観光課	〒385-8533 佐久市跡部65-1	0267-63-3157
上田地域振興局 商工観光課	〒386-8555 上田市材木町一丁目2番6号	0268-25-7140
諏訪地域振興局 商工観光課	〒392-8601 諏訪市上川一丁目1644番10号	0266-53-6000
上伊那地域振興局 商工観光課	〒396-8666 伊那市荒井3497	0265-76-6829
南信州地域振興局 商工観光課	〒395-0034 飯田市追手町二丁目678番	0265-53-0431
木曾地域振興局 商工観光課	〒397-8550 木曾郡木曾町福島2757-1	0264-25-2228
松本地域振興局 商工観光課	〒390-0852 松本市大字島立1020	0263-40-1932
北アルプス地域振興局 商工観光課	〒398-8602 大町市大字大町1058-2	0261-23-6523
長野地域振興局 商工観光課	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686の1	026-234-9527
北信地域振興局 商工観光課	〒383-8515 中野市大字壁田955	0269-23-0219

産業・雇用 総合サポートセンター（雇用調整助成金に関する申請サポート）

東信労政事務所	〒386-8555 上田市材木町一丁目2番6号	0268-25-7144
南信労政事務所	〒396-8666 伊那市荒井3497	0265-76-6833
中信労政事務所	〒390-0852 松本市大字島立1020	0263-40-1936
北信労政事務所	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686の1	026-234-9532

公益財団法人 長野県中小企業振興センター

長野県よろず支援拠点	〒380-0928 長野市若里一丁目18番1号 長野県工業技術総合センター 3F	026-227-5875
マーケティング支援センター		026-227-5013
下請かけこみ寺		0120-418-618

株式会社 日本政策金融公庫

長野支店 国民生活事業	〒380-0816 長野市三輪田町1291番	026-233-2141
松本支店 中小企業事業	〒390-0811 松本市中央一丁目4番20号 日本生命松本駅前ビル	0263-33-0300
松本支店 国民生活事業		0263-33-7070
伊那支店 国民生活事業	〒396-0025 伊那市荒井3413-2	0265-72-5195
小諸支店 国民生活事業	〒384-0025 小諸市相生町三丁目3番12号 小諸商工会議所会館	0267-22-2591

株式会社 商工組合中央金庫

長野支店	〒380-0814 長野市大字鶴賀1483番11	026-234-0145
松本支店	〒390-0811 松本市中央二丁目1番27号	0263-35-6211
諏訪支店	〒392-0026 諏訪市大手一丁目14番6号	0266-52-6600

保証協会

長野県信用保証協会	〒380-0838 長野市大字南長野南県町596の5	026-234-7680
-----------	----------------------------	--------------

団体中央会

長野県中小企業団体中央会	〒380-0936 長野市大字中御所岡田町131の10	026-228-1171
--------------	-----------------------------	--------------

商工会

長野県商工会連合会	〒380-0936 長野市大字中御所岡田町131番10	026-228-2131
-----------	-----------------------------	--------------

最寄りの市町村、商工会議所、商工会

新型コロナウイルス感染症で
影響を受けている長野県の
飲食店経営者の
みなさまへ

お困りの方は、まずご相談を！

長野県よろず支援拠点（TEL：026-227-5875）

産業・雇用 総合サポートセンターへ
（長野県地域振興局：連絡先は裏面参照）

新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業者向けポータルサイト

長野県 コロナ 中小企業者


<https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/corona.html>

長野県産業労働部（2021年1月20日現在）

飲食店経営者向け

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援策

目的	支援別	事業名	内容	お問合せ
融資を受けたい	融資	日本政策金融公庫による 新型コロナウイルス感染症特別貸付	【無利子融資】 融資限度額（別枠）：中小事業 6 億円／国民事業 8,000 万円 金利：当初 3 年間 基準金利 ▲0.9%（据置期間 5 年以内） ※要件を満たした場合は 当初 3 年間利子補給を実施（上限額有）	日本政策金融公庫 Tel： 0120-154-505
		商工中金による危機対応融資	【無利子融資】 融資限度額：6 億円 金利：3 年間基準金利 ▲0.9%（据置期間 5 年以内） ※要件を満たした場合は 当初 3 年間利子補給を実施（上限額有）	商工組合中央金庫 Tel： 0120-542-711
		長野県中小企業融資制度資金	【無利子融資】 融資限度額：4,000 万円（設備資金と運転資金の合計） 金利：年 1.3% 又は年 1.6%（据置期間 5 年以内） ※要件を満たした場合は 当初 3 年間利子補給を実施 【低金利融資】 融資限度額：（設備）6,000 万円／（運転）8,000 万円 金利：年 0.8% （据置期間 2 年以内）	県内金融機関 県 産業労働部 Tel： 026-235-7200
		新型コロナ特例リスケジュール	再生計画策定支援 既存の借入に 最大 1 年間の返済猶予	県 中小企業再生支援協議会 Tel： 026-227-6235
返済猶予を受けたい	給付金・助成金・補助金	家賃支援給付金（締切 2 月 15 日）	給付額：法人 最大 600 万円 ／個人事業主 最大 300 万円 以内	家賃支援給付金コールセンター Tel： 0120-653-930
家賃負担を軽減したい		持続化給付金（締切 2 月 15 日）	給付額：法人 200 万円 以内／個人事業主 100 万円 以内 ※フリーランス（受託契約による業務請負者）を含む	持続化給付金事業コールセンター 2020 年 9 月 1 日以降に申請した方 Tel： 0120-279-292 ほか 2020 年 8 月 31 日以前に申請した方 Tel： 0120-115-570 ほか
持続化給付金を受けたい		雇用調整助成金	休業手当×助成率：中小企業 4/5（10/10） 、大企業 2/3（3/4） ※括弧内は解雇等を行わない場合。上限 15,000 円/人・日	長野労働局 Tel： 026-226-0866
従業員に休業手当等を支払いたい		小学校休業等対応助成金	給付額：賃金相当額 上限 8,330 円/人・日 ※令和 2 年 4 月 1 日以降の休暇取得については、上限を 15,000 円に引上げ。	学校等休業助成金・支援金 相談コールセンター Tel： 0120-60-3999
学校の休校で従業員が休業のした場合		小学校休業等対応支援金	給付額： 4,100 円/日 （定額） ※令和 2 年 4 月 1 日以降の休暇取得については、上限を 7,500 円に引上げ。	
学校の休校で個人事業主等が休業した場合		市町村の新型コロナウイルス対策支援	市町村での支援事業※（詳細は最寄りの市町村にお問合せください） ※ 市町村によっては、支援事業が無い場合があります	最寄りの市町村 県 産業・雇用総合サポートセンター
感染対策の設備等を導入したい （アクリル板、体温計等）		ものづくり・商業・サービス補助金（通常枠）	補助上限額： 1,000 万円 補助率：中小 1/2 、小規模 2/3	ものづくり補助金事務局 Tel： 050-8880-4053
新製品・サービス開発等の投資をしたい		持続化補助金（一般型）	補助上限額： 50 万円 補助率： 2/3 （一般型） 「事業再開枠」補助上限：50 万円、補助率：定額（10/10） 「追加対策枠」補助上限：50 万円、補助率：2/3 または 定額（10/10）	最寄りの商工会議所・商工会
販路開拓したい （事業再開枠ではアクリル板等、感染防止対策費も対象）		IT導入補助金	補助額： 30 万円～450 万円 補助率：類型 A 2/3 、類型 B 3/4 （特別枠）	サービスデザイン推進協議会 Tel： 0570-666-424
ITツールを導入(テレワーク等)したい		新型コロナウイルス感染拡大エリア商店街等 支援事業補助金	県等が PCR 等検査を実施又は休業・時短要請するエリアの商店街等が対象 補助上限額：（1 団体） 300 万円 補助率：10/10（市町村 1/2 県 1/2）	最寄りの市町村 県 産業労働部 Tel： 026-235-7194
商店街等の感染拡大防止対策や風評被害防止対策を実施したい	料 税・保険 猶 予	納税猶予 < 証紙徴収を除く全税目 > 欠損金繰戻しによる還付 < 法人税 > 中小企業等事業用資産に係る軽減 < 固定資産税・都市計画税 > 中小企業等生産性革命に向けた設備等 < 固定資産税 > 中小企業等テレワーク設備等 < 法人税・所得税 > 自動車税環境性能割の軽減延長 < 自動車税・軽自動車税 > 消費税の課税事業者選択適用 < 消費税 > 特別貸付に係る非課税措置 < 印紙税 >	最寄りの 税務署 県税事務所 市町村	
納税を猶予してほしい		厚生年金保険料等の納付猶予	事業休止や著しい損失が生じた場合、 1 年間納付猶予	各年金事務所
社会保険料が支払えない	その他	「新型コロナ対策推進の店」宣言事業	取組宣言事業者に店舗へ掲示する ステッカー等 を無償で配布	
感染対策の取組をPRしたい		新型コロナウイルス対策推進宣言 普及促進事業（締切 2 月 5 日）	飲食店に 飛沫防止パネル を無償で配布（1 店舗 5 枚以内）	最寄りの商工会議所・商工会
アクリル板を設置したい				

長野県 新型コロナウイルスお困りごと相談センター 026-235-7077

※ 午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日除く）

労働相談

長野労働局 雇用環境・均等室 026-223-0551
 職業安定部職業対策課 026-226-0866
 労働基準監督署（9か所）
 長野026-223-6310 松本0263-48-5693 岡谷0266-22-3454
 上田0268-22-0338 飯田0265-22-2635 中野0269-22-2105
 小諸0267-22-1760 伊那0265-72-6181 大町0261-22-2001

県労政事務所 東信 0268-23-1629 南信 0265-76-6833
 中信 0263-40-1936 北信 026-234-9532

ハローワーク（14か所）
 長野 026-228-1300 松本 0263-27-0111
 上田 0268-23-8609 飯田 0265-24-8609
 伊那 0265-73-8609 篠ノ井 026-293-8609
 飯山 0269-62-8609 木曾福島 0264-22-2233
 佐久 0267-62-8609 大町 0261-22-0340
 須坂 026-248-8609 諏訪 0266-58-8609
 小諸出張所 0267-23-8609 岡谷出張所 0266-23-8609

就業支援

Jobサポ 県就業支援デスク緊急就業サポート事業
 県「Jobサポ」事務局 050-2000-7228

緊急就労支援事業 県社会福祉協議会 026-226-2035
 最寄りの「まいさぼ」（24か所）福祉人材センター（4か所）

ジョブカフェ信州（正社員チャレンジ事業）
 松本センター 0263-39-2250 長野分室 026-228-0320

はたらく女性応援プロジェクト
 イーキュア株式会社 女性の就業支援係 0120-64-0234

女性・障がい者等就業支援デスク
 県地域振興局商工観光課（10か所）保健福祉事務所福祉課（4か所）

職業訓練

ハローワーク 又は県工科短大(2校)技術専門学校(6校)

貸付

個人向け緊急小口資金・総合支援資金（生活支援費）
 お住まいの市町村社会福祉協議会

給付金

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
 0120-221-276

住居確保給付金 最寄りの「まいさぼ」（24か所）

税・保険料猶予

納税猶予など 最寄りの税務署、県税事務所、お住まいの市町村

国民健康保険料・国民年金保険料 お住まいの市町村



新型コロナウイルス感染症で
影響を受けている

長野県のはたらくみなさまへ

お困りの方は、まずご相談を！

特別労働相談窓口（長野労働局、ハローワーク）

緊急労働相談窓口（長野県労政事務所）

お問合せ先は、裏面をご覧ください

新型コロナウイルス感染症対策（雇用関係）サイト

長野県 コロナ 雇用



<https://www.pref.nagano.lg.jp/rodokoyo/rodo/covid.html>

長野県産業労働部（2021年4月1日現在）

労働者向け

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援策

目的	支援別	事業名	内容	お問合せ
仕事に関する 悩み を抱えている方	労働相談	特別労働相談窓口（国） 緊急労働相談窓口（県）	解雇、休業等に関する労働相談 （解雇雇止め、退職勧奨、労働条件、配置転換など）	労働局、労働基準監督署 ハローワーク ● 県労政事務所
仕事を探している方 離職を余儀なくされた方 再就職したい方		就 労 支 援	ハローワーク	○職業紹介・雇用保険等、雇用全般に関する業務を実施 ・ 職業相談・紹介業務、求人受理・開拓業務、訓練の受講あっせん ・雇用保険適用、 失業給付 等 ○専門支援窓口（新卒応援ハローワーク、マザーズコーナー等）
生活資金の確保に困っている方	Jobサポ 県就業支援デスク 緊急就業サポート事業		○本人の経験や希望に合わせて、 求職者に寄り添った就労支援 ○ 人手不足分野とのマッチング支援 ※人手不足分野へ就職した場合には、 キャリア形成支援金 10万円を支給	● 県「Jobサポ」事務局
若年の方、就職氷河期世代の方 （非正規雇用の方）	緊急就労支援事業 （県・市町村・県民連携）		①まいさぼ、福祉人材センター、市町村社協等が 生活福祉資金相談者等 に提案 ②まいさぼ支援員、キャリア支援専門員が 緊急就労 を調整 ③受入事業所は、雇用する者と2か月以上、時給900円以上で雇用契約締結	県社会福祉協議会 生活就労支援センター「まいさぼ」 福祉人材センター
子育て期等の 女性	ジョブカフェ信州 （正社員チャレンジ事業）		学生を含め40歳代前半までの方を対象に、各種サービスを提供 ○ キャリアコンサルティング や職業訓練の紹介等による就業支援 ○3か月以内の 職場実習 などによる正規就労を支援	● ジョブカフェ信州 松本センター、長野分室
障がい者、中国帰国者、 ひとり親家庭の父母 など	はたらく女性応援プロジェクト		女性就業支援員による子育て相談センター等の身近な場所での就業相談から インターンシップ、就業までの ワンストップの就業支援	● イーキュア株式会社 女性の就業支援係
再就職のために スキルアップ したい方	女性・障がい者等就業支援デスク		就職が困難な方に対する 相談・無料職業紹介 を実施 ※ひとり親家庭の方については、保健福祉事務所でも受け付けています	● 県地域振興局 商工観光課 ● 県保健福祉事務所 福祉課
再就職のために スキルアップ したい方	職業訓練	施設内訓練（学卒者、求職者向け）	工科短期大学校(2校)、技術専門校(6校)、ポリテクセンター(2所)で実施 機械加工、電気工事、電気設備、木造建築などに関する技能の習得	● 各工科短期大学校、各技術専門校 ハローワーク
一時的な生活資金が必要な方 （主に 休業 された方）		民間活用委託訓練 （主に雇用保険受給資格がある方向け）	民間教育訓練機関において、就業に必要な資格、技能の取得 ○短期（2～6か月）：パソコンスキル、簿記、介護、建設機械運転など ○長期（24か月）：介護福祉士、保育士、栄養士、プログラミングなど	ハローワーク
生活の立て直しが必要な方 （主に 失業 された方）		求職者支援訓練 （主に雇用保険の受給資格が無い方向け）	民間教育訓練機関において、就業に必要な資格、技能の取得（2～6か月） パソコンスキル、介護、医療事務など	ハローワーク
休業手当（賃金）を受けることが できなかった方	貸 付	個人向け緊急小口資金 （※令和3年6月末まで申込受付）	貸付限度額： 20万円 以内 償還期限：2年以内（据置期間1年以内） 金利： 無利子	お住まいの 市町村社会福祉協議会
アパート等の 家賃 が支払えない方		総合支援資金（生活支援費） （※令和3年6月末まで申込受付）	貸付限度額：2人以上の世帯 20万円/月 以内（原則3か月以内） 単身世帯 15万円/月 以内（延長・再貸付可） 償還期限：10年以内（据置期間1年以内） 金利： 無利子	お住まいの 市町村社会福祉協議会
納税が厳しい方	給 付 金	新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金 （※休業期間により申請期限5月末または7月末）	対象者：令和2年4月から令和3年4月末までの間に事業者の指示を受けて 休業(休業手当の支払いなし)した中小企業の労働者及び大企業 のシフト制労働者等(小学校休業等対応助成金の直接支給含む) 給付額：休業前賃金の80%（日額上限： 11,000円 ）	新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金コールセンター
社会保険料等が支払えない方		住居確保給付金	生活困窮者に家賃を実費給付 給付期間：原則3か月間（最長12か月間まで延長可能）	生活就労支援センター「まいさぼ」
納税が厳しい方	税・保険料 猶予	納税猶予（※令和3年2月1日納期限まで対象）など		最寄りの税務署、 ● 県税事務所 お住まいの市町村
社会保険料等が支払えない方		国民健康保険料・国民年金保険料	自治体の判断で徴収期限を決定	お住まいの市町村

お問合せ

長野県 新型コロナウイルスお困りごと相談センター **026-235-7077**

※ 午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日除く）

経営・事業に関する相談窓口 ※ 相談受付時間は、窓口ごとに異なりますのでご注意ください。

長野県

窓口	住所	電話
経営・創業支援課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692の2	026-235-7200
労働雇用課		026-235-7201

産業・雇用 総合サポートセンター

佐久地域振興局 商工観光課	〒385-8533 佐久市跡部65-1	0267-63-3157
上田地域振興局 商工観光課	〒386-8555 上田市材木町一丁目2番6号	0268-25-7140
諏訪地域振興局 商工観光課	〒392-8601 諏訪市上川一丁目1644番10号	0266-53-6000
上伊那地域振興局 商工観光課	〒396-8666 伊那市荒井3497	0265-76-6829
南信州地域振興局 商工観光課	〒395-0034 飯田市追手町二丁目678番	0265-53-0431
木曾地域振興局 商工観光課	〒397-8550 木曾郡木曾町福島2757-1	0264-25-2228
松本地域振興局 商工観光課	〒390-0852 松本市大字島立1020	0263-40-1932
北アルプス地域振興局 商工観光課	〒398-8602 大町市大字大町1058-2	0261-23-6523
長野地域振興局 商工観光課	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686の1	026-234-9527
北信地域振興局 商工観光課	〒383-8515 中野市大字壁田955	0269-23-0219

産業・雇用 総合サポートセンター（雇用調整助成金に関する申請サポート）

東信労政事務所	〒386-8555 上田市材木町一丁目2番6号	0268-25-7144
南信労政事務所	〒396-8666 伊那市荒井3497	0265-76-6833
中信労政事務所	〒390-0852 松本市大字島立1020	0263-40-1936
北信労政事務所	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686の1	026-234-9532

公益財団法人 長野県中小企業振興センター

長野県よろず支援拠点	〒380-0928 長野市若里一丁目18番1号 長野県工業技術総合センター 3F	026-227-5875
マーケティング支援センター		026-227-5013
下請かけこみ寺		0120-418-618

株式会社 日本政策金融公庫

長野支店 国民生活事業	〒380-0816 長野市三輪田町1291番	026-233-2141
松本支店 中小企業事業	〒390-0811 松本市中央一丁目4番20号 日本生命松本駅前ビル	0263-33-0300
松本支店 国民生活事業		0263-33-7070
伊那支店 国民生活事業	〒396-0025 伊那市荒井3413-2	0265-72-5195
小諸支店 国民生活事業	〒384-0025 小諸市相生町三丁目3番12号 小諸商工会議所会館	0267-22-2591

株式会社 商工組合中央金庫

長野支店	〒380-0814 長野市大字鶴賀1483番11	026-234-0145
松本支店	〒390-0811 松本市中央二丁目1番27号	0263-35-6211
諏訪支店	〒392-0026 諏訪市大手一丁目14番6号	0266-52-6600

保証協会

長野県信用保証協会	〒380-0838 長野市大字南長野県町596の5	026-234-7680
-----------	---------------------------	--------------

団体中央会

長野県中小企業団体中央会	〒380-0936 長野市大字中御所岡田町131の10	026-228-1171
--------------	-----------------------------	--------------

商工会

長野県商工会連合会	〒380-0936 長野市大字中御所岡田町131番10	026-228-2131
-----------	-----------------------------	--------------

最寄りの市町村、商工会議所、商工会



新型コロナウイルス感染症で
影響を受けている

長野県の 中小企業者の みなさまへ

お困りの方は、まずご相談を！

長野県よろず支援拠点

産業・雇用 総合サポートセンターへ
（長野県地域振興局：連絡先は裏面参照）

新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業者向けポータルサイト

長野県 コロナ 中小企業者



<https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/corona.html>

長野県産業労働部（2021年4月1日現在）

中小企業経営者向け

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援策

目的	支援別	事業名	内容	お問合せ
融資を受けたい	融 資	日本政策金融公庫による 新型コロナウイルス感染症特別貸付	【無利子融資】 融資限度額（別枠）：中小事業6億円／国民事業8,000万円 金利：当初3年間 基準金利▲0.9%（据置期間5年以内） ※要件を満たした場合は 当初3年間利子補給を実施（上限額有）	日本政策金融公庫 Tel: 0120-154-505
返済猶予を受けたい		商工中金による危機対応融資	【無利子融資】 融資限度額：6億円 金利：3年間基準金利▲0.9%（据置期間5年以内） ※要件を満たした場合は 当初3年間利子補給を実施（上限額有）	商工組合中央金庫 Tel: 0120-542-711
緊急事態宣言再発令の影響を受けた ※ 緊急事態宣言の発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること、又は、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること		長野県中小企業融資制度資金	【低金利融資】 融資限度額：（設備）6,000万円／（運転）8,000万円 金利： 年0.8% （据置期間2年以内）	県内金融機関 県 産業労働部 Tel: 026-235-7200
感染防止対策の設備等を導入したい		新型コロナ特例リスケジュール	再生計画策定支援 既存の借入に 最大1年間の返済猶予	県 中小企業再生支援協議会 Tel: 026-227-6235
従業員に休業手当等を支払いたい	給 付 金 ・ 助 成 金 ・ 補 助 金	緊急事態宣言の影響に係る一時支援金 受付：3/8～5/31	緊急事態宣言(2021年1月再発令)の影響により、売上が50%以上減少 中小法人等：上限 60万円 、個人事業者等：上限 30万円 事業確認機関の事前確認が必要 税理士、中小企業診断士、行政書士、商工会・商工会議所、中小企業団体中央会、預金取扱金融機関、農業協同組合、監査法人 など	一時支援金コールセンター Tel: 0120-211-240 Tel: 03-6629-0479 【IP電話】
リーディングカンパニーを目指す 新たなビジネスやサービス等に取り組みたい		市町村の新型コロナウイルス対策支援	市町村での支援事業※（詳細は最寄りの市町村にお問合せください） ※ 市町村によっては、支援事業が無い場合があります	最寄りの市町村 県 産業・雇用総合サポートセンター
県が上乗せ補助		雇用調整助成金 (注) 5月から特例措置縮減	休業手当×助成率：中小企業 4/5 (10/10) 、大企業 2/3 (3/4) ※括弧内は解雇等を行わない場合。上限 15,000円/人・日	長野労働局 Tel: 026-226-0866
県が上乗せ補助		中小企業等事業再構築促進事業 (中小企業 通常枠・卒業枠) 受付：4/15～4/30	通常枠 補助額： 100万円～6,000万円 補助率： 2/3 卒業枠 補助額： 6,000万円超～1億円 補助率： 2/3	事業再構築補助金事務局コールセンター Tel: 0570-012-088 Tel: 03-4216-4080 【IP電話】
ニューノーマルに対応した 新たなビジネスやサービス等に取り組みたい		中小企業経営構造転換促進事業 (信州未来リーディング企業育成事業) 受付：3/3～R4.2/15	中小企業等事業再構築促進事業（中小企業）に上乗せ補助 通常枠 補助上限額： 6,500万円 補助率： 最大8/10 ※ 国と県の合計 卒業枠 補助上限額： 1億1,000万円 ※ 国と県の合計（県定額1,000万円）	最寄りの 産業・雇用総合サポートセンター (県地域振興局 商工観光課)
県が上乗せ補助		ものづくり・商業・サービス補助金 (通常枠・低感染リスク型ビジネス枠) 受付：4/15～5/13	通常枠 補助上限額： 1,000万円 補助率：中小 1/2 、小規模： 2/3 低感染リスク型ビジネス枠 補助上限額： 1,000万円 補助率： 2/3	生産性革命推進事業コールセンター Tel: 03-6837-5929
ITツールを導入(テレワーク等)したい		持続化補助金（通常枠 受付：～6/4 ） (低感染リスク型ビジネス枠 受付：3/31～5/12)	通常枠 補助上限額： 50万円 補助率： 2/3 低感染リスク型ビジネス枠 補助上限額： 100万円 補助率： 3/4 ※補助対象経費のうち1/4を上限として感染防止対策費を支援	最寄りの 産業・雇用総合サポートセンター (県地域振興局 商工観光課)
正社員を雇用したい		中小企業経営構造転換促進事業 (中小企業ニューノーマル対応支援事業) 受付：3/3～R4.2/15	ものづくり・商業・サービス補助金（低感染リスク型ビジネス枠）に上乗せ補助 補助上限額： 1,200万円 補助率： 9/10 ※ 国と県の合計 持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）に上乗せ補助 補助上限額： 120万円 補助率： 9/10 ※ 国と県の合計	IT導入支援事業事務局 Tel: 0570-666-424
納税を猶予してほしい		IT導入補助金 受付：4/7～5/13	「通常枠」 補助上限額： 450万円 補助率： 1/2 「低感染リスク型ビジネス枠」 補助上限額： 450万円 補助率： 2/3	Jobサポ 事務局 Tel: 050-2000-7228
社会保険料が支払えない		緊急雇用対策助成金	「Jobサポ」を通じて正社員を雇用し、3か月以上雇用を継続した事業所 助成上限額： 15万円/人・月 （3か月分まで） 助成率：賃金の 2/3	最寄りの 税務署 県税事務所 市町村
	税・保険料 猶予	納税猶予＜証紙徴収を除く 全税目 ＞ 欠損金繰戻しによる還付＜ 法人税 ＞ 中小企業等事業用資産に係る軽減＜ 固定資産税・都市計画税 ＞ 中小企業等生産性革命に向けた設備等＜ 固定資産税 ＞ 中小企業等テレワーク設備等＜ 法人税・所得税 ＞ 自動車税環境性能割の軽減延長＜ 自動車税・軽自動車税 ＞ 消費税の課税事業者選択適用＜ 消費税 ＞ 特別貸付に係る非課税措置＜ 印紙税 ＞ 事業承継税制による納税猶予＜ 相続税・贈与税 ＞	各年金事務所	
		厚生年金保険料等の納付猶予	事業休止や著しい損失が生じた場合、 1年間納付猶予	



特別心援金

[長野県新型コロナ中小企業者等特別心援金事業]

長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ



コロナ禍の影響により売上が大きく減少している
事業者の皆様へ

支給金額

= (基準月の事業収入等) - (対象月の事業収入等)

※1,000円未満切り捨て

《対象月》2021年4月、5月または6月のいずれかの月のうち、2019年または2020年同月比で月間の事業収入等が50%以上減少している任意の月
《基準月》2019年または2020年における対象月と同じ月

上限額

◆中小法人等 **20万円** ◆個人事業者 **10万円**

※申請は、各者1回限りです。

支給対象

長野県内の幅広い業種の中小企業者等が対象です

- 《主な要件》
- ①【法人等】長野県内に本店等があり、長野県内で法人税を納税していること
【個人事業者】長野県内に住所があり、長野県内で事業収入等の確定申告を行っていること
 - ②新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2021年4月～6月のいずれかの月の**事業収入等**が、2019年または2020年の同じ月と比べて**50%以上減少**していること
 - ③国の**月次支援金の4月～6月分を申請していないこと**（7月分以降の申請は除く）
 - ④公共法人・地方公共団体が50%以上出資する法人・政治団体に該当しないこと
 - ⑤被扶養者に該当しないこと

申請受付期間 2021年(令和3年)8月2日(月)～9月30日(木)



しあわせ信州

長野県

ご用意いただく添付書類〈例〉

【法人等】履歴事項全部証明書、振込口座の通帳等(写し)、確定申告書別表一の控え(写し)、
法人事業概況説明書の控え(写し)、売上台帳(写し)

【個人事業者】健康保険証(写し)、振込口座の通帳等(写し)、運転免許証等の身分証明書(写し)、
確定申告書第一表等の控え(写し)、青色申告書等の控え(写し)、売上台帳(写し)

※詳細は、申請要領をご覧ください。

よくあるご質問と回答

Q1 無店舗型の事業や、移動販売による事業は申請ができるか？

A 事業収入があり確定申告を行っていれば申請が可能です。

Q2 いわゆる「フリーランス」の事業者は申請ができるか？

A 事業収入があり確定申告を行っていれば申請が可能です。

Q3 新規開業者は申請ができるか？

A 2021年3月までに開業し、同年4月までに開業届を提出している方は申請が可能です。

Q4 被扶養者は、対象外となっているが、どのように判定するか？

A 健康保険制度の「被扶養者」に該当するか否かで判断します。

Q5 月次支援金を申請している場合、特別応援金の申請ができるか？

A 4月分～6月分の月次支援金を申請している場合、特別応援金の申請はできません。
ただし、7月分以降の月次支援金のみを申請する場合は、特別応援金の申請は可能です。

■お問い合わせ先 長野県新型コロナ中小企業者等特別応援金 事務局
〒380-0824 長野市南石堂町1293 長栄南石堂ビル 7階
TEL026-262-1807 [受付時間] 9:15～17:15(土日・祝日を除く)

■書類入手先 ◎新型コロナ中小企業者等特別応援金ホームページからダウンロード
<https://www.shinshu-ouen.jp/>

◎最寄りの県産業・雇用総合サポートセンター(地域振興局商工観光課)、商工会議所、商工会での受け取り



まずはこちらの利用をご検討ください！

経済産業省

月次支援金

〈緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和〉

給付額

◆中小法人等 上限 **20**万円/月
◆個人事業者等 上限 **10**万円/月

4～6月分
の合計

◆中小法人等 最大 **60**万円
◆個人事業者等 最大 **30**万円

※給付額=2019年、または2020年の基準月の売上-2021年の対象月の売上

申請期間

《4月分、5月分》 2021年6月16日(水)～8月15日(日)
《6月分》 2021年7月1日(木)～8月31日(火)
《7月分》 2021年8月1日(木)～9月30日(木)

■お問い合わせ先 月次支援金相談窓口 ☎0120-211-240
または、県産業・雇用総合サポートセンター(地域振興局商工観光課)



報道関係者 各位

令和3年7月27日

【照会先】

労働基準局賃金課

主任中央賃金指導官 小城 英樹

賃金・退職金制度係長 松浦 亮平

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5348)

(直通電話) 03 (3502) 6758

「業務改善助成金」の特例的な要件の緩和・拡充を8月から行います

厚生労働省は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図るため、「業務改善助成金」制度を設けています。このたび、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に業況が厳しい中小企業・小規模事業者に対して、8月1日から、対象人数の拡大や助成上限額の引き上げを行います。また、助成対象となる設備投資の範囲の拡大や、45円コースの新設・同一年度内の複数回申請を可能にするなど、使い勝手の向上を図ります。

この制度では、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性を向上するための設備投資などを行う中小企業・小規模事業者の皆さまにその設備投資などに要した費用の一部を助成しています。

詳細は、下記の「別紙」およびホームページをご覧ください。

また、ホームページの中に、制度の概要や申請書の記載方法などを解説した動画を掲載する予定です。

【助成金制度の詳細はこちら】

[2]業務改善助成金：中小企業・小規模事業者の生産性向上のための取組を支援

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonusi/shienjigyoku/03.html

【添付資料】

別紙 業務改善助成金の特例的な要件緩和・拡充

業務改善助成金の特例的な要件緩和・拡充

1. 特に業況の厳しい事業主※への特例

※前年又は前々年比較で売上等▲30%減

① 対象人数の拡大・助成上限額引上げ

現行では、賃金引上げ対象人数について、最大「7人以上」としているところ、最大「10人以上」のメニューを増設し、助成上限額を450万円から600万円へ拡大。

賃金引上げ労働者数	20円コース	30円コース	45円コース (新設)	60円コース	90円コース
1人	20万円	30万円	45万円	60万円	90万円
2～3人	30万円	50万円	70万円	90万円	150万円
4～6人	50万円	70万円	100万円	150万円	270万円
7～9人	70万円	100万円	150万円	230万円	450万円
10人以上 (新設※)	80万円	120万円	180万円	300万円	600万円

(※) コロナ禍で特に影響を受けている事業主（前年又は前々年比較で売上等▲30%減）に加え、事業場内最低賃金900円未満の事業場も対象。

② 設備投資の範囲の拡充

現行では自動車（特種用途自動車を除く）やパソコン等の購入は対象外。コロナ禍の影響を受ける中であっても、賃金引上げ額を30円以上とする場合には、以下の通り、**生産性向上に資する自動車やパソコン等を補助対象に拡充**。

- ・ 乗車定員11人以上の自動車及び貨物自動車
- ・ パソコン、スマホ、タブレット等の端末及び周辺機器（新規導入）



2. 全事業主を対象とする特例

① 45円コースの新設

現行で最も活用されている30円と60円の間にも**45円コースを増設**。選択肢を増やすことで使い勝手が向上。

② 同一年度内の複数回申請

現行では、同一年度内の複数回受給を認めていないが、年度当初に助成金を活用し、賃上げを実施した事業場であっても、10月に最賃の引上げが行われ、再度賃上げを行うケースが想定されるため、**年度内の複数回申請を可能とする**。

令和3年8月から 業務改善助成金が使いやすくなります



『業務改善助成金』は、設備投資により生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、業務改善助成金の内容を大幅に拡充します。
(③はコロナ禍により売上等が一定減少した事業主又は事業場内最低賃金900円未満の事業場に限り)

① 45円コースを新設

② 年度内に2回目の
申請が可能

③ 上限加算の対象人数
を10人まで拡大

対象者（事業場）

- ① 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内
- ② 事業場規模100人以下

支給要件

- ① 賃金引き上げ計画を策定し、**事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる**こと
- ② 引き上げ後の賃金額を支払うこと
- ③ 生産性向上に役立つ**機器・設備などを導入**して業務改善を行い、その費用を支払うこと
- ④ 解雇、賃金引き下げ等の不交付事由がないこと
- ⑤ 10人以上の上限額区分を適用する場合のみ、ア又はイに該当すること
ア 賃金要件：**事業場内最低賃金900円未満**の事業場
イ 生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年または前々年の同じ月に比べて、**30%以上減少**している事業者

助成額

最大 **450万円**（上記⑤のア又はイに該当する場合 **最大 600万円**）

コースにより異なるので、詳細は裏面を確認してください

助成率

	通常	生産性要件あり
事業場内最低賃金 900円未満	4 / 5	9 / 10
900円以上	3 / 4	4 / 5

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

助成対象

設備投資（**機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練**など）

※ **PC、スマホ、タブレット**の他、**貨物自動車**なども生産性向上の効果が認められる場合は対象

（⑤のイの生産量要件に該当し、引き上げ額30円以上の場合に限る）

各コース助成上限額

- ・45円コースを新設
- ・10人以上の上限区分を新設

引き上げる労働者数

	1人	2～3人	4～6人	7人以上	10人以上
20円コース (20円以上引き上げ)	20万円	30万円	50万円	70万円	80万円
30円コース (30円以上引き上げ)	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
45円コース (45円以上引き上げ)	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
60円コース (60円以上引き上げ)	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
90円コース (90円以上引き上げ)	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円

活用事例

助成対象の例

設備投資

- ▶ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
- ▶ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- ▶ 顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化

コンサルティング

- ▶ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上

その他

- ▶ 店舗改装による配膳時間の短縮 など

この他にも業務改善助成金の活用事例は厚生労働省HPに掲載しています。



手続きの流れ



申請期限

令和4年1月31日



【申請窓口】 事業場がある地域の都道府県労働局雇用環境均等部(室)で受け付けています